□□□□□ 高田地区・今泉地区 土地区画整理事業等説明会のお知らせ

≪開催は8月30日・31日、会場は高田小学校≫

市は、高田地区と今泉地区において、被災した土地をあらたに被災市街地復興土地区画整 理事業で整備することとし、本年11月と平成26年2月下旬の2回に分けて事業認可を目 指すことになりました。

つきましては、本年11月に事業認可を見込む高田地区の高台区域の事業計画案等につい て説明会を開催します。

また、このことに伴う事業計画変更案及び都市計画変更案の縦覧について、以下のとおり お知らせします。

【被災市街地復興土地区画整理事業の認可見込み】

力	也 区 名	認可(目標)	備考
高田地区	高台 (④~⑦)	平成25年11月	高台②及び③は先行認可済み
	かさ上げ・平地部	平成26年2月下旬	
今泉地区		平成26年2月下旬	高台5~⑧は先行認可済み

▼ 説明会開催日時

【初 日】8月30日(金)午後7時から

【二日目】8月31日(土)午後6時から ※2日間の内容は同じです

▼説明会会場 高田小学校体育館(駐車場:高田小学校校庭)

▼内容

- (1) 高田地区土地区画整理事業のうち高台(高台②~⑦)の事業計画案について
- (2) 高田地区及び今泉地区の事業計画の検討案について
- (3) 津波復興拠点整備事業(高田東地区)の都市計画案について
- (4) 都市計画道路について

▼縦覧案件

- 1 陸前高田都市計画高田地区被災市街地復興土地区画整理事業計画の変更案について
- (1) 縦覧期間 平成25年9月3日(火)から9月16日(月・祝)まで(土・日、祝日を含む)午前9時から午後5時まで
- (2) 縱覧場所 市役所4号棟第5会議室
- (3) 意見書の提出期間 平成25年9月3日(火)から9月30日(月)まで
- (4) 意見書の提出先 岩手県県土整備部都市計画課
- 2 陸前高田都市計画事業変更案について
- ・一団地の津波防災拠点市街地形成施設の変更(高田東地区の追加)について
- ・高田地区及び今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業区域の変更について
- ・被災市街地復興推進地域の変更について
- (1) 縦覧期間 平成25年9月3日(火)から9月17日(火)まで(土・日、祝日を含む)午前9時から午後5時まで
- (2) 縱覧場所 市役所4号棟第5会議室
- (3) 意見書の提出期間 平成25年9月3日(火)から9月17日(火)まで
- (4) 意見書の提出先 陸前高田市建設部都市計画課
- 詳しくは、都市計画課区画整理係(内線441、442)まで。

ニュース④ 高田町和野地区の公共下水道を供用開始

- ◇供用を開始した区域 高田町和野地区の一部(川原川の西側)
- ◇供用を開始した日 平成25年8月1日
- ◇その他 供用開始区域の詳細や排水設備工事についての相談は、都市計画課 下水道係までお問い合わせください。

なお、引き続き和野地区(川原川の東側)の下水道工事や陸前高田浄化センターの 災害復旧工事を実施します。

詳しくは、都市計画課下水道係(内線452、453)まで。



◆編集·発行◆ 陸前高田市復興対策局 〒029-2292 岩手県陸前高田市高田町字鳴石42番地5 ☎0192-54-2111(内線436)

復興News 陸前高田

<第9号>

平成25年8月発行 陸前高田市復興対策局

ニュース(1) 防災集団移転促進事業 新たに4団地の工事に着手

≪両替、只出、長洞、六ヶ浦地区が加わり、着手は計12団地に≫

市は、このたび、小友町両替・只出、広田町長洞・六ヶ浦地区において、住宅団地や関連 道路の整備に着手しました。これにより、計画している防災集団移転促進事業全32団地の うち、12団地で工事が進むことになります。本事業における計画団地ごとの進捗状況は、 下表のとおりです。

両替住宅団地整備工事

◆工事期間

平成25年7月25日から 平成26年4月23日まで

◆工事内容

◆防災集団移転促進事業 計画団地

谷

双六第

高田高台(5)6)

今泉高台①

今泉高台⑥

 \mathcal{O}

里

広 田 大 野

第

第

合計 32団地 470

花

出

浦

保

の沢

今析高田高台⑦

田作

峆

小

堂

茂

泊

泊

泊

名 |移転戸数|

10

17

12

38

5

14

11

18

36

a

3

8

14

9

団地造成工事 A=9.165㎡ 造成区画数15区画(公民館有

H25.4.22~工事施工中

H25.6.7~丁事施丁中

H25.2.12~丁事施丁中

H25.2.12~工事施工中

8月丁事入札予定

H24.11.22大臣同意

用地契約等進備中

田地契約等進備中

H25.3.8大臣同意

H25.3.8大臣同意

H25.3.8大臣同意

H25.3.8大臣同意

事業計画変更中

発掘調査進備中

H24.11.22大臣同意

H25.4.1~丁事施丁中

H25.7.25~丁事施丁中

H25.4.1~工事施工中

H25.6.20~工事施工中

H25.7.18~工事施工中

H25.7.25~工事施工中

H25.7.25~工事施工中

H25.6.13~工事施工中

(H25.7.31現在)

用地契約等準備中

用地契約等準備中

用地契約等準備中

用地契約等準備中

用地契約等準備中

用地契約等準備中

8月工事入札予定

詳しくは、復興対策局事業推進室(内線433~435)まで。



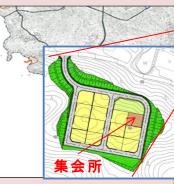
只出住宅団地整備工事

◆工事期間

平成25年7月18日から 平成26年3月26日まで

◆工事内容

団地造成工事 A=8.034 m² 造成区画数12区画(公民館有



長洞住宅団地整備工事

◆工事期間

平成25年7月25日から 平成26年5月23日まで

◆工事内容

団地造成工事 A=12,815 m



六ヶ浦住宅団地・関連道路整備工具

◆工事期間

平成25年7月25日から 平成26年6月9日まで

◆工事内容

団地造成工事 A = 6,604 m² 造成区画数9区画

関連道路整備工事 L=259m

=1-ス② 災害公営住宅入居選考等の基本方針(概要版)

入居申込について

1 入居募集

- (1) 完成後(引渡後)速やかに入居できるよう、募集時期は、団地完成前とし、団地ごとに公募します。
- (2) 広報「りくぜんたかた」、復興NEWS、市ホームページ等で周知します。

2 入居者資格

次の(1)から(4)までの要件を全て満たしていること。

- (1) ①から③のいずれかに該当する者であること。
- ① 東日本大震災により住宅を失った者
- ② 被災地において実施される事業の実施に伴い「移転」が必要となった者
- ③ 福島原発事故による居住制限者。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (3) 入居申込者及び同居する者が、暴力団員でないこと。
- (4) 住宅再建に関する補助金を受領していないこと。

3 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入の上、必要書類を添えて申込み願います。郵送による申込みも可能とします。

4 グループ申込

コミュニティの維持や入居者間の相互扶助の観点から、複数世帯でのグループ申込みについて受付を行います。

5 申込可能住戸

単身世帯又は2人世帯・・・・・1DK又は2DK

3人以上の世帯······2DK又は3DK

身体障がい者等がいる世帯・・・2DK(車いす対応)

入居選考について

- 1 優先世帯 次の世帯の入居を優先します。
- (1) 重度(1.2級)障がい者、重度障害児、要介護度3~5の要介護者のいずれかがいる世帯
- (2) 知的障がい者がいる世帯
- (3) 精神障がい者がいる世帯
- (4) 18歳未満の子を扶養している配偶者のいない世帯
- (5) 60歳以上及び18歳未満の者のみの世帯
- (6) 18歳未満の子が3人以上いる世帯
- (7) 小学生以下の子がいる世帯
- (8) 妊婦(入居申込時)がいる世帯
- (9) その他特に配慮すべきと認められる世帯
- 2 優先順位 入居選考にあたっては、次の順位により入居を優先します。
- (1) 第一順位・・・住宅再建意向調査等で、災害公営住宅への入居を希望している世帯で、かつ、優先世帯。
- (2) 第二順位・・・住宅再建意向調査等で、災害公営住宅への入居を希望している世帯。
- (3) 第三順位・・・住宅再建意向調査等で、災害公営住宅への入居を希望していなかった世帯で、かつ、優先世帯。
- (4) 第四順位・・・住宅再建意向調査等で、災害公営住宅への入居を希望していなかった世帯
- (5) 第五順位…一般枠
- (6) 共通事項 東日本大震災前に居住していた地区への入居を希望する世帯を優先します。
- ※ 今後、再建に関する意向調査、仮申込等を市が実施した際に、災害公営住宅への入居の意向を示した場合、 第一及び第二順位に該当するものとします。
- 3 優先枠の設定 募集にあたっては、第一順位の世帯が入居できる50%程度の優先枠を設定します。
- 4 入居の決定 募集戸数に対し、応募戸数が上回った場合には、優先順位、優先世帯に基づき順次入居者を決定します。同等の順位にあった場合は、原則、本人による抽選とします。

なお、第一順位の世帯で、抽選に外れた場合には、第二順位の抽選に参加できるものとします。

部屋割りについては、入居者決定後、入居予定者の話合いにより決定します。これによりがたい場合には、抽選と します。

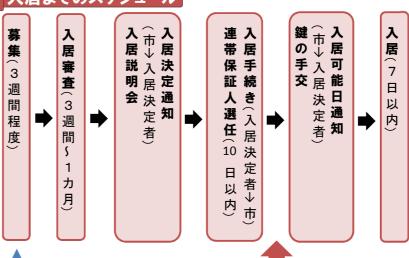
入居について

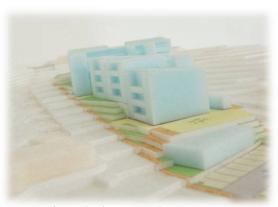
- 1 家賃 家賃は、入居世帯の所得によることはもとより、建設価格や立地条件等により、団地毎に異なることから、 募集時点において決定します。(参考家賃は復興NEWS第3号で示しています。)
- 2 駐車場料金

駐車場は、原則1世帯1台とし、2台目以降については、空き状況に応じて、希望者を募集します。 1台目・・・2.500円/月 2台目以降・・・2.000円/月

- 3 敷金 東日本大震災の被災者の入居に係る敷金を免除します。
- 4 連帯保証人 連帯保証人1名を必要とします。
- 5 入居手続き 入居決定から10日以内に入居手続きを行い、手続き完了後7日以内に入居しなければなりません。
- 6 ペットの飼育 原則、災害公営住宅においては、ペットの飼育はできません。ペット飼育に対応した災害公営住宅においてのみ、飼育を可とします。

入居までのスケジュール





平成26年度入居予定の水上地区 災害公営住宅完成予想模型

完成3か月程度前

災害公営住宅完成

下和野地区災害公営住宅整備工事に着手

市と災害公営住宅等譲渡契約を結んでいる独立行政法人都市再生機構(UR)は、7月31日、下和野地区災害公営住宅整備工事の安全祈願祭を行い、工事に看手しました。市内に建設される12地区の災害公営住宅では、初めての工事着手になります。

市への引渡し期限は、平成26年9月30日で、譲渡代金は27億6,984万4千円。建築戸数は120戸で、平成26年秋の入居を予定しています。





下和野地区災害公営住宅完成イメージ

戸羽市長とUR小山震災復興推進役による鍬入れ

詳しくは、建設課住宅推進係(内線404)まで。